

改正廃掃法 第3回環境対策技術検討会 説明資料

2026年9月15日
非鉄金属リサイクル全国連合会
渉外部会

はじめに

２０１０年代に社会課題化した不適正ヤード、不適正競争問題に対して、鉄、非鉄のリサイクル業界側からも、長年にわたって各省庁、自治体にヤード適正化対策を求めていた。それらの活動も影響し自治体の条例制定が進み、そして今回の法改正に至っている経緯があることを忘れてはならない。

適正なヤード運営で資源リサイクルに長年従事してきた事業者であれば、今回の法改正があったとしても十分に対応できると考えられる。むしろ適正な市場が形成され、同じ土俵の競争環境が出来ることで、持続可能な産業になっていくことを望んでいる。

昨今、「循環経済は国家戦略」という国の方針が出て、これに資する適正な事業者による資源循環市場を形成するまたとないチャンスである。不適正ヤードが跋扈する余地を残してはならない。

２０１７年改正での「有害使用済機器保管等届出制度」が設けられたが、対象範囲が狭かったために効果が限定的となったという振り返りを経て、本改正に至っていると認識している。しっかりと業界全体に適正化の網をかけられるような形にしていきたい。

今回の法改正が業界の底上げを図り、社会に受け入れられ、未来を作る業界となっていく転換点となることを願ってやみません。

① 要適保管、要適再生ヤードの対象範囲について

- ・ 要適正再生物品と再生原料の境界、定義について
切断・破碎・選別で炉前材となった段階から、要適正再生物品と再生原料をどのように区分するのか？

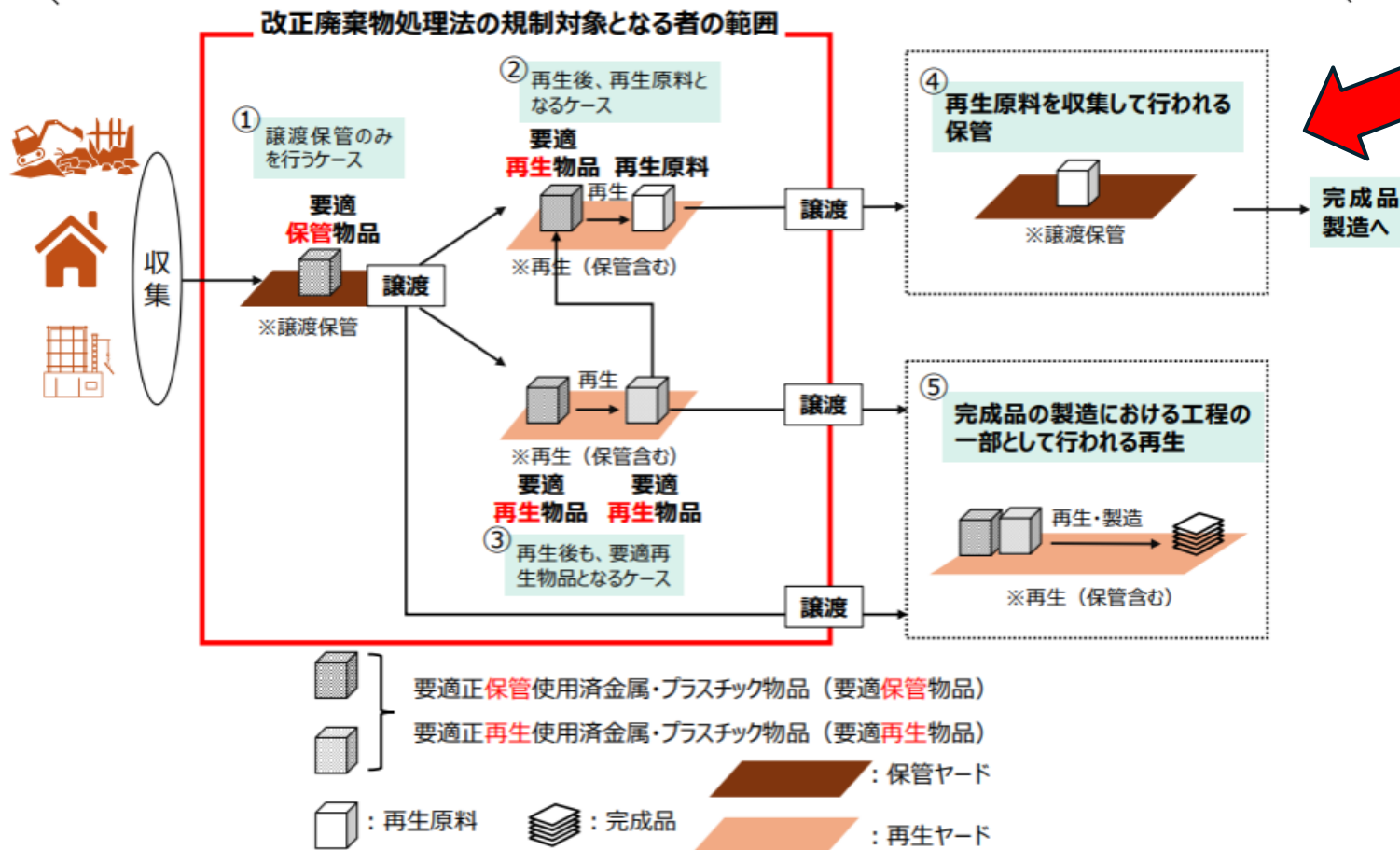
要適保管物品を再生業として切断・破碎・選別を行い、それが終わった段階で再生原料と言える状態になると思われる。この再生原料のみを扱う事業者が対象外となった場合、現状の不適正ヤード事業者が再生原料のみを扱うという建付けで対象外になることが懸念される。

炉前材の集積ヤードにおいても、過去、大きな火災事案となった事例もあり、物品の性状のみならず、保管・荷役などヤード運営の影響もあわせて判断する必要がある。

2017年改正の「有害使用済機器保管届出制度」において対象範囲が小さかったことにより効果が限定的にならざるを得なかったことを教訓として広範に網をかけるべきである。

再生原料の定義・除外条件を明確にして、不適正事業者が「再生原料」の名目で対象外に残ることを防ぐべき。基本的にメーカーに入る前のスクラップは要適ではないか。法の実効性を求めてきたが、対象が狭くなることで実効性が下がってしまうのではないか。

スクラップヤードにおける保管業又は再生業の範囲（イメージ）



この部分に不適正ヤード事業者が再生原料取扱い事業者として殺到する懸念があるのではないか。

①-2 要適再生/再生原料ヤード 非鉄（要適再生物品or再生原料）の扱い

非鉄金属スクラップは、発生当初から炉前原料であることが多く、今回の卒業基準である炉前原料＝再生原料になった場合、非鉄スクラップ専門問屋のかなりの割合が対象外となる可能性がある。

不適正ヤードが多いと思われる外資系ヤードでも、雑品（複合スクラップ）は既に取り扱っていないところも多く、炉前材中心の取り扱い事業者が多いことから、再生原料ヤードを対象外とすることで、取扱品目を少し絞り、非鉄再生原料ヤードに流入してくることが懸念される。

要適再生物品と再生原料の差があるのか？

完成品はインゴット規格品などで明確な定義が設定可能であり、完成品を卒業とすべきではないか。

①-3 要適再生/再生原料ヤード サテライト・港湾スクラップヤードの扱い

要適正再生物品・再生原料のいずれを扱う場合でも、運営の水準によって生活環境上の問題は生じ得る。

国内素材メーカーの製造工程の一環であれば、生活環境に悪影響をもたらすことは考えづらく対象外とすべきだが、地理的に離れていたり外販する場合など、許可対象とすべきではないか。

製造工場と隔離されたサテライトヤードや港湾ヤードが対象外となれば、この部分に海外メーカー資本の原料ヤード事業者が出てくることが予想される。

② 保管基準の設定

粉じん・飛散流出・振動騒音・火災・排水への対策を満たしつつ、素材産業のサプライチェーンの生産性を維持できる基準としてほしい。

国内素材メーカーの原料ヤードや海外リサイクラーとの保管効率・競争力にも配慮していただきたい

単一スクラップの高さ・勾配制限は設けず、安定性と飛散・流出防止を確保できる保管方法を基準とすることを求めたい。

なお、被覆線スクラップは、保管基準上、単一金属と同等の扱いを求める。

弊会は、銅スクラップのうち、被覆線スクラップは非鉄金属スクラップの主力アイテムの一つであるが、安定性があり、保管による環境影響が小さいと認識している。保管効率の重要性とあわせて、単一金属という取扱いとして反映してほしい。

③ 経理的・技術的基礎の厳正な審査

従来の廃棄物処理法の処分業許可申請時と同様に、スクラップヤードの保管業・再生業にも適切な審査を行うべき。

経理的基礎

財務諸表・納税証明に加え、国外送金等の調書の提出を求める

技術的基礎・関係法令の遵守

機械・車両・土地の使用権原、機械・車両の排ガス規制適合を確認

労働基準法・所得税法・入管法の遵守確認のため、
従業員台帳・身分証明書等の提出を求める
公害防止協定などへの遵守、用途地域での各種制限など

許可取得が、事業者の適正性を示す制度にしてほしい

④ ヤード運営の環境対策と維持管理

水質汚濁防止法・大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法は、業種、施設・規模等の適用要件により、スクラップヤードが対象外となるケースが多いと思われる。

物品の性状だけでなく、重機稼働・荷役・油分付着など、ヤード運営によっても生活環境への影響が生じる。

保管業・再生業としての独自の環境対策基準を策定し、維持管理を義務付けることを求めたい。

参考 非鉄原料ヤードの保管形態



屋内保管、箱での保管が多く、飛散流出、排水などの問題が起きづらい形態となっている。例えば屋内保管で雨水に付着することがない場合、全周を囲うような排水対策までは必要がないと思われる。

一方で、炉前原料といっても油の付着などもあり、許可対象とすべきと考える。適正性を確保したりサイクル事業者が市場参入できるようにしてほしい。

参考 非鉄原料ヤードの保管形態



国内：真鍮粉スクラップの容器保管

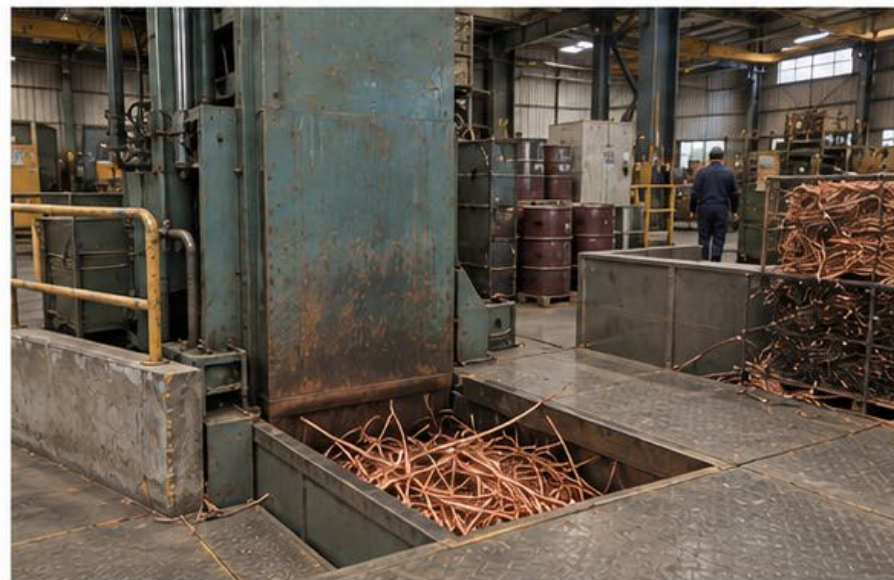


国内：屋根下での箱・容器保管

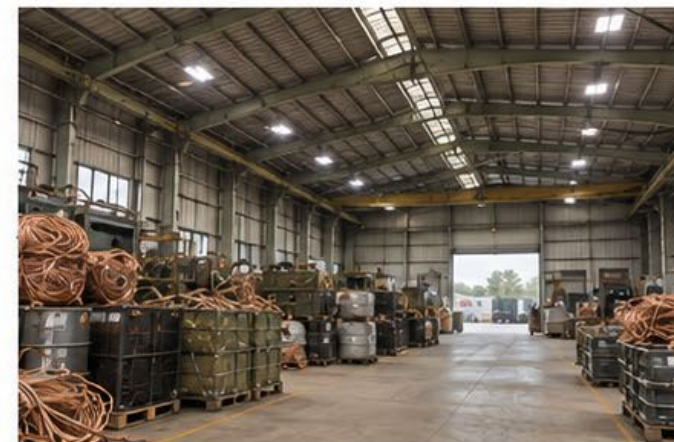


国内：銅・真鍮スクラップ

説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）



国内：屋根下の圧縮機



国内：屋根下の解体・銅保管

参考 非鉄原料ヤードの保管形態



国内の金属リサイクル施設における非鉄金属選別ヤード（屋外保管やバラ積みのものもある）

参考 港湾の集荷・保管ヤード



炉前材＝再生原料とすれば、要適再生原料との差異はあるのか？
保管・荷役の実態を鑑みて許可対象とすべきではないか。

説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）。实在施設の記録写真ではありません。

参考 メーカー系ヤードの保管形態



国内素材メーカーの製造工程の一環であれば、生活環境に悪影響をもたらすことは考えづらく対象外とすべきだが、地理的に離れていたり外販する場合など、許可対象とすべきではないか。対象外となれば、更に海外メーカーの原料ヤードが出てくることが予想される。

説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）。実在施設の記録写真ではありません。

参考 欧州大手スクラップディーラーの屋外保管・区画保管 ・荷役設備



安全性、飛散・流出、振動騒音防止対策は必要ながらも、国際競争下での生産性を保つことも考慮いただきたい

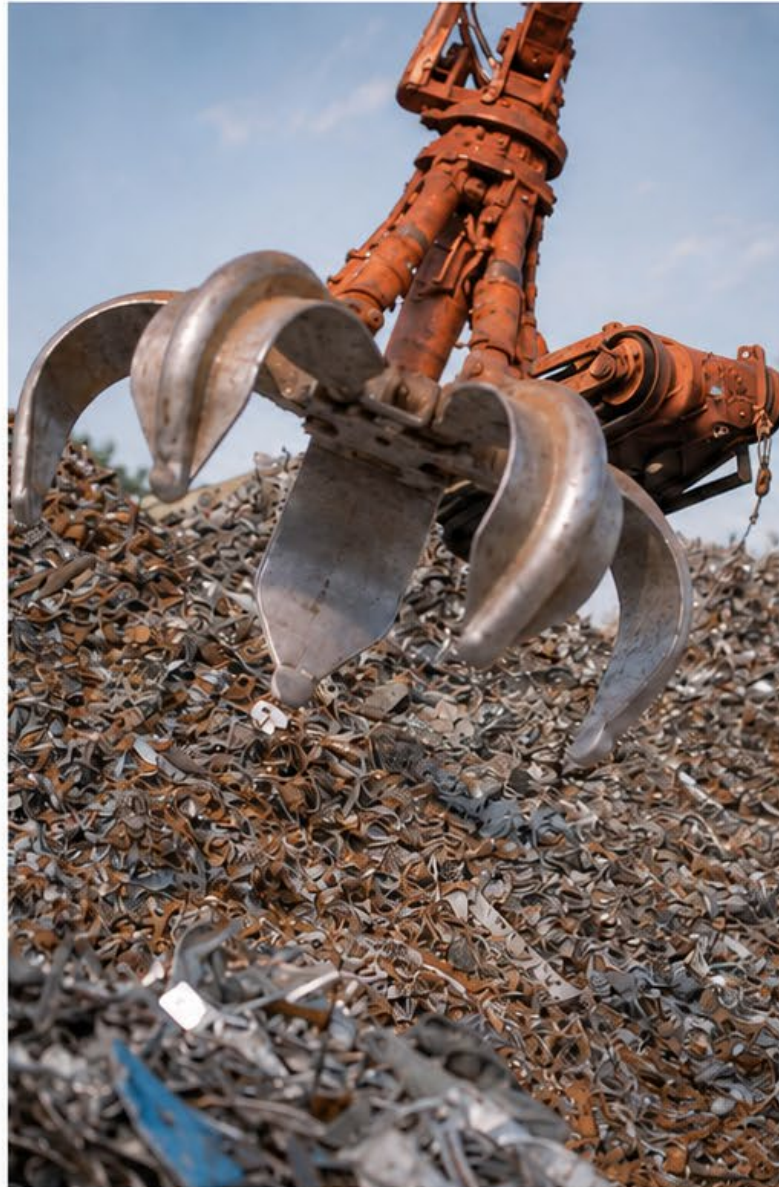
説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）。実在施設の記録写真ではありません。

参考 欧米の電炉メーカー原料保管



説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）。実在施設の記録写真ではありません。

参考 欧州金属リサイクラー 屋外保管・区画保管・荷役設備



高さ、勾配制限などではなく安定性や
区画などで管理

説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）。実在施設の記録写真ではありません。

参考 欧州非鉄リサイクラー 屋外保管・区画保管



屋外でのスクラップ保管



屋内での箱・容器保管

説明用イメージ（写真を基にAIで匿名化・再構成）。実在施設の記録写真ではありません。

